

医療機関院長

関係者各位

## 岐阜県 在宅療養あんしん病床登録事業 事業概要

### 目的

本事業は在宅で療養している方が、かかりつけ医を通じて入院を希望する病院等に情報登録等を行うことにより、速やかに入院できる体制を整え、かかりつけ医と病院が連携し、在宅医療提供体制の構築を目指すものです。

### 対象者

- (1) 在宅で療養中の 65 歳以上の者で訪問診療を受けている者
- (2) かかりつけ医が特に認める者

※この事業では短期間の入院を想定しており、在宅での診断や治療が困難な場合に、かかりつけ医と受入医療機関が相談し受診、検査、入院の必要性を判断します。長期療養を目的とした入院には対応しておりません。

※この事業の対象者は比較的軽症の患者を想定しており、急性心筋梗塞、脳卒中、骨折などの救急処置の必要な病気、またはケガ等、緊急対応の必要な患者さんは救急車で緊急外来を利用してもらう必要があります。

### 事業期間

～平成30年3月31日まで (予定)

### 患者さんの登録方法について (別紙2 利用の流れフロー図をご参照ください。)

- ① かかりつけ医が、患者さん又はその家族と相談し、受入登録医療機関リスト(様式1-2)から第一、第二希望とする入院先の医療機関を選択し、患者登録申請書兼承諾書(様式1-3)に必要事項と患者情報を記入し、岐阜県医師会へ郵送してください。

#### 受入医療機関について

- ・原則、第一希望は、200床未満の医療機関より選択してください。ただし、地域や患者さんのご自宅近くに200床以上の医療機関しかない場合はその限りではありません。
- ・第一希望のみの記入でも可能。

- ② 岐阜県医師会から第一、第二希望の受入医療機関へ患者登録申請書兼承諾書(様式1-3)を郵送し、患者情報の登録と受入について承諾を得ます。
- ③ 岐阜県医師会から、かかりつけ医と受入医療機関へ「登録完了通知書」(様式1-4)を郵送します。かかりつけ医には、登録通知書を2部発行しますので、内容の確認を兼ねて、患者さんにお渡しください。
- ④ 登録後、患者さんの入院を希望する時には、受入医療機関へ直接連絡して、担当者と調

整を行ってください。

- ⑤ 患者入院時には、かかりつけ医から県医師会に患者名、生年月日、入院先と入院理由を入院報告書（様式 1-5）に記入し、郵送してください。

患者入院時、かかりつけ医に手数料として所定の金額が岐阜県医師会から支払われます。

※登録後に、かかりつけ医の変更があった場合は、再度、患者登録申請書兼承諾書（様式 1-3）の提出をお願いします。

※登録患者が複数回入院する場合、3ヶ月に1回の入院までをこの事業対象とします。

※在宅医療を担当する医療機関と、その入院先の医療機関が同一（同一法人等、特別な関係を含む）である場合は、この事業の対象とはなりません。

※登録後、受入医療機関が希望する場合、かかりつけ医から受入医療機関へ患者基本情報提供書を送付していただく場合があります。

※登録後、患者死亡時には、岐阜県医師会へご連絡をお願いいたします。